

# 1 社会福祉法人アルペン会と富山福祉短期大学との連携協力に関する協定

社会福祉法人アルペン会（以下「甲」という。）と富山福祉短期大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域の課題に適切に対応し、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

## （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 人的交流の促進
- (2) 知的・物的資源の相互活用
- (3) 共同による事業の実施
- (4) 学生生活活動支援（授業ならびにボランティア活動等）
- (5) 臨床美術活動等の連携
- (6) その他前条の目的を実現するために必要な事項

## （連携会議）

第3条 連携協力について意見交換を行うため、甲、乙両者の担当者等で組織する会議を設置する。

## （連携窓口）

第4条 連携協力を円滑に進めるため、甲と乙の両者に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり、必要な連絡調整を行う。

## （守秘義務）

第5条 双方に知り得た内部情報や機密事項（甲の利用者の住所・氏名・年齢その他の個人情報及び甲の施設運営のノウハウに関する情報、乙の短期大学運営ノウハウ、教職員・学生の個人情報を含むが、これに限定されない）について、甲・乙の関係者以外の第三者に開示または漏えいしないことを役員、従業員、教職員、学生その他の関与者に対し指導し、遵守させる。

## （協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1カ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

## （その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定2通作成し、それぞれ1通保有する。

平成27年4月24日

甲 社会福祉法人アルペン会理事長

理事長 室谷民子



乙 学校法人浦山学園  
富山福祉短期大学長

北澤晃



## 2 射水市と富山福祉短期大学との連携協力に関する協定

射水市（以下「甲」という。）と富山福祉短期大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が高齢化が急速に進展する問題について、人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域の課題に適切に対応し、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項の連携協力を進めるものとする。

- (1) 地域人材としてのアクティブシニアによる地域活動の推進
- (2) 地域課題の解決とそれに向けた資源の発掘
- (3) 超高齢化社会に生きる啓発活動
- (4) 認知症予防に関する普及活動

（地域連携会議）

第3条 連携協力について意見交換を行うため、甲と乙の代表者で組織する地域連携会議を設置する。

2 地域連携会議の運営に関し必要な事項は、甲と乙が協議の上、別に定める。

（連携窓口）

第4条 連携協力を円滑に進めるため、甲と乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

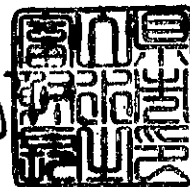
この協定の締結を証するため、本協定2通作成し、それぞれ1通保有する。

平成27年8月12日

甲 射水市戸破1511番地

射水市長

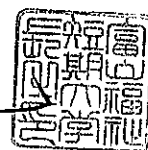
夏野元志



乙 射水市三ヶ579番地

富山福祉短期大学長

北澤晃



### 3 特定医療法人財団五省会と富山福祉短期大学との連携協力に関する協定

特定医療法人財団五省会（以下「甲」という。）と富山福祉短期大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域の課題に適切に対応し、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

#### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 人的交流の促進
- (2) 知的・物的資源の相互活用
- (3) 共同による事業の実施
- (4) 学生活動支援（授業ならびにボランティア活動等）
- (5) 臨床美術活動等の連携
- (6) その他前条の目的を実現するために必要な事項

#### （連携会議）

第3条 連携協力について意見交換を行うため、甲、乙両者の担当者等で組織する会議を設置する。

#### （連携窓口）

第4条 連携協力を円滑に進めるため、甲と乙の両者に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり、必要な連絡調整を行う。

#### （守秘義務）

第5条 双方に知り得た内部情報や機密事項について、甲・乙の関係者以外の第三者に開示または漏えいしないことを指導し、遵守させる。

#### （協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

#### （その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

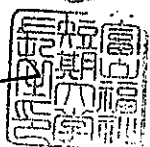

この協定の締結を証するため、本協定2通作成し、それぞれ1通保有する。

平成27年12月1日

甲 特定医療法人財団五省会 理事長

乙 富山福祉短期大学長

西能 淳  
北澤 晃



## 4 高岡市と富山福祉短期大学との連携に関する協定書

高岡市（以下「甲」という。）と学校法人浦山学園富山福祉短期大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の飛躍・発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の連携と協力により、地域の福祉課題に適切に対応し活力ある地域社会の発展と地域を支える人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 障がい福祉施策の推進に関する事。
- （2） 子育て支援施策の推進に関する事。
- （3） 介護・保健福祉施策の推進に関する事。
- （4） 健康づくりの推進に関する事。
- （5） 高岡市社会福祉協議会による福祉活動の推進に関する事。

### （個人情報の保護）

第3条 乙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。この協定を解除した後においても同様とする。

### （連携推進会議）

第4条 甲と乙の連携を円滑に推進するため、連携推進会議を置く。

2 連携推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲と乙が協議の上、別に定める。

### （協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して5年間とする。但し、有効期間が満了する日の1カ月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申入れないときは、更に5年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年2月2日

甲 高岡市広小路7番50号

高岡市長

高橋正樹 

乙 射水市三ヶ579番地

学校法人浦山学園  
富山福祉短期大学長

北澤晃 

## 5 福祉のまちづくりに関する連携協定書

氷見市（以下「甲」という。）と富山福祉短期大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の発展に資するため、次のとおり福祉のまちづくりに関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、少子高齢化が急速に進展する社会情勢に鑑み、甲と乙が人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域の課題に適切に対応し、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項の連携協力を進めるものとする。

- (1) 地域人材としてのアクティブシニアによる地域活動の推進
- (2) 地域課題の解決とそれに向けた資源の発掘
- (3) 超高齢化社会に生きる啓発活動
- (4) 認知症予防に関する普及活動
- (5) その他、前条の目的を実現するために必要と認められる事項

### （地域連携会議）

第3条 連携協力について意見交換を行うため、甲と乙の代表者で組織する地域連携会議を設置する。

2 地域連携会議の運営に関し必要な事項は、甲と乙が協議の上、別に定める。

### （連携窓口）

第4条 連携協力を円滑に進めるため、甲と乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

### （協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

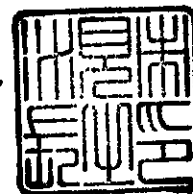
この協定の締結を証するため、本協定2通作成し、それぞれ1通保有する。

平成28年2月12日

甲 氷見市鞍川1060番地

氷見市長

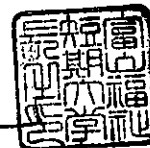
本川 祐治郎



乙 射水市三ヶ579番地

学校法人浦山学園  
富山福祉短期大学長

北澤 晃



## 6 社会福祉法人小杉福社会と富山福祉短期大学との連携協力に関する協定

社会福祉法人小杉福社会（以下「甲」という。）と富山福祉短期大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域の課題に適切に対応し、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 人的交流の促進
- (2) 知的・物的資源の相互活用
- (3) 共同による事業の実施
- (4) 学生活動支援（授業ならびにボランティア活動等）
- (5) 臨床美術活動等の連携
- (6) その他前条の目的を実現するために必要な事項

### （連携会議）

第3条 連携協力について意見交換を行うため、甲、乙両者の担当者等で組織する会議を設置する。

### （連携窓口）

第4条 連携協力を円滑に進めるため、甲と乙の両者に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり、必要な連絡調整を行う。

### （守秘義務）

第5条 双方に知り得た内部情報や機密事項について、甲・乙の関係者以外の第三者に開示または漏えいしないことを指導し、遵守させる。

### （協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

### （その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定2通作成し、それぞれ1通保有する。

平成 28 年 3 月 8 日

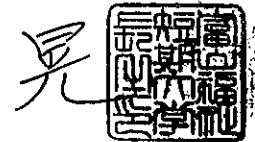
甲 社会福祉法人小杉福社会 理事長

山崎隆



乙 富山福祉短期大学長

北澤晃





## 7 医療法人社団明寿会と富山福祉短期大学との連携調査・研究事業に関する協定書

医療法人社団明寿会（以下「甲」という。）と富山福祉短期大学（以下「乙」という。）は、連携調査・研究事業推進のため、次のとおり協定書を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、人的交流及び知的・物的資源の相互活用により、主に認知症介護に関する連携調査・研究を行い、地域社会の福祉・医療的な地域課題に対応し、持続的な地域発展に資することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携調査・研究事業を進めるものとする。

- (1) 認知症介護に関する調査・研究事業を推進するためのプロジェクトチームの編成
- (2) プロジェクトチームによる調査・研究事業の推進体制の確立と具体的推進
- (3) その他前条の目的を実現するために必要な事項

### （連携窓口）

第3条 連携調査・研究事業を円滑に推進するため、甲と乙の両者に窓口を設置し、連携調査・研究事業を進めるにあたり、必要な連絡調整を行う。

### （推進体制）

第4条 本連携調査・研究事業を推進する体制については、プロジェクトチームの協議により、別途定めるものとする。

### （守秘義務）

第5条 双方に知り得た内部情報や機密事項について、甲・乙の関係者以外の第三者に開示または漏えいしないことを確認し、遵守する。

### （協定の期間）

第6条 この協定書の有効期間は、第1次期間として、協定書の締結の日から平成30年3月末までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲と乙の協議により、継続が必要と判断された場合は、改めて更新について定めるものとする。

### （その他）

第7条 この協定書に定めるものの他、必要な事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書2通作成し、それぞれ1通保有する。

平成 29 年 9 月 6 日

甲 医療法人社団明寿会 理事長

張 田 英 道



乙 富山福祉短期大学 学長

川 月 俊 哉



## 8 富山福祉短期大学とNPO法人笑顔スポーツ学園との連携協力に関する協定

富山福祉短期大学（以下「甲」という。）とNPO法人笑顔スポーツ学園（以下「乙」という。）は、連携協力を行うことで、相互の発展および地域貢献活動のより一層の推進に資するため、次のとおり連携協力を行う。

### （目的）

第1条 この連携協力は、甲と乙が、主に相互の関係活動に協力、サポートを行うことで、それぞれの活動の充実を図ることを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1)健康・体力づくりに関する行事の企画
- (2)知的・物的資源の相互活用
- (3)共同による事業（幼児向け運動教室の開催等）の実施
- (4)乙からの甲への広報活動協力
- (5)その他前条の目的を実現するために必要な事項

### （守秘義務）

第3条 双方に知り得た内部情報や機密事項について、甲・乙の関係者以外の第三者に開示または漏えいしないことを遵守する。

### （覚書きの期間）

第4条 この協定の有効期間は、覚書きの締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

### （その他）

第5条 この連携協りに定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この連携協力の締結を証するため、本協定2通作成し、それぞれ1通保有する。

平成29年4月1日

甲 学校法人浦山学園 富山福祉短期大学 学長 川目 俊哉

川目 俊哉



乙 NPO法人笑顔スポーツ学園 理事長 小川 耕平

小川 耕平



## 9 富山福祉短期大学とNPO 法人日本臨床美術協会認定活動施設銀の権アートスタジオとの 連携協力に関する協定

富山福祉短期大学(以下「甲」という。)とNPO 法人日本臨床美術協会認定活動施設銀の権アートスタジオ(以下「乙」という。)は、連携協力を行うことで、相互の発展および臨床美術のより一層の発展に資するため、次のとおり連携協力を行う。

(目的)

第1条 この連携協力は、甲と乙が、主に相互の関係活動に協力、サポートを行うことで、それぞれの活動の充実を図ることを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- ①臨床美術の地域振興のための広報活動の連携
- ②臨床美術の地域振興のために実施する活動において乙が甲の施設を使用することのサポート
- ③自治体及び地域住民からの臨床美術の要請に対する対応の連携
- ④共同による事業(臨床美術講座の開催等)の実施
- ⑤その他前条の目的を実現するために必要な事項

(守秘義務)

第3条 双方に知り得た内部情報や機密事項について、甲、乙の関係者以外の第三者に開示または漏えいしないことを遵守する。

(協定の期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第5条 この連携協りに定めるもののほか、必要事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この連携協力の締結を証するため、本協定2通作成し、それぞれ1通保有する。

令和2年12月7日

甲 学校法人浦山学園富山福祉短期大学学長 炭谷 靖子

炭谷 靖子



乙 NPO 法人日本臨床美術協会認定活動施設  
銀の権アートスタジオ 代表臨床美術士 北澤 晃

北澤 晃



# 10 上市町と富山福祉短期大学との連携に関する協定書

上市町（以下「甲」という。）と富山福祉短期大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の創造と持続的な発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

## （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域産業の振興に関すること。
- (2) まちづくりに関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) 地域福祉の増進に関すること。
- (5) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

## （地域連携会議）

第3条 連携協力について意見交換を行うため、甲と乙の代表者で組織する地域連携会議を設置する。

2 地域連携会議の運営に関し必要な事項は、甲と乙が協議のうえ、別に定める。

## （連携窓口）

第4条 連携協力を円滑に進めるため、甲と乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

## （協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

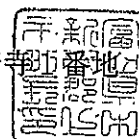
## （その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和3年1月21日

甲 富山県中新川郡上市町法音寺  
上市町長 中川 行孝



乙 学校法人浦山学園 富山福祉短期大学  
学長 炭谷 靖子



## 11 富山県と学校法人浦山学園 富山福祉短期大学との 観光振興に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と学校法人浦山学園 富山福祉短期大学（以下「乙」という。）は、観光分野における富山県の活性化と発展を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力を深め、観光の振興や大学教育・研究の活性化を図り、もって地域の発展を図ることを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は次の事項について連携・協力をする。

- (1) 観光分野における人材育成に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡調整窓口を設置する。

### （知的財産の取扱い）

第4条 甲および乙の両機関による協力の結果生じた知的財産権の帰属は、双方協議の上、決定するものとし、必要に応じて別途覚書を締結するものとする。

### （個人情報取扱い）

第5条 甲および乙は、本協定に基づき知り得た個人情報を、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りではない。かかる義務は、本協定終了後も存続するものとする。

- (1) 本人の書面による事前の同意があるとき。
- (2) 法令が許容または義務付けるとき。
- (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るために緊急的必要があるとき。
- (4) 公的機関からの情報提供依頼があるとき。

### （機密情報の保持）

第6条 甲および乙は、文書、口頭、電磁的記録媒体等のいずれの方法によるかを問わず、相手方から開示された図面・データ・仕様書等の資料、ノウハウ・アイデア等の営業上、技術上の情報またはサンプル等の物品のうち、秘密であることが明示されたものについて、厳に秘密を保持するものとし、本協定の目的以外にこれを用いてはならず、また、事前に相手方の承諾を得ずにこれを第三者に開示漏洩してはならない。文書以外の方法によって相手方に開示した上記資料、情報等については、開示後7日以内に秘密であることを相手方に書面で通知しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する情報には適用しない。

- (1) 相手方から知得する以前に既に所有していたもの

- (2) 相手方から知得する以前に公知のもの
- (3) 相手方から知得した後、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したもの

3 前2項の規定は本協定終了後についても存続する。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和4年3月31日までとする。  
ただし、有効期間満了の前月末日までに甲乙いずれかから特段の意思がない場合、この協定を期間満了の翌日から起算して更に1年更新するものとし、その後も同様に扱う。

(疑義の協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

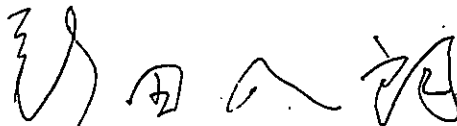
第9条 甲および乙は、本協定および個別契約に関して、訴訟の提起、調停の申し立て等の必要が生じた場合は、被告の本拠地を管轄する地方裁判所を、訴額の如何にかかわらず、専属的な第一審合意管轄裁判所とすることに合意する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名をして、各自その1通を所持する。

令和3年6月25日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県知事

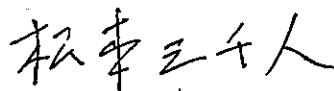


新田 八朗

乙 富山県射水市三ヶ579

学校法人浦山学園

富山福祉短期大学 学長



松本 三千人

## 12 富山福祉短期大学と北陸ポートサービス株式会社との連携に関する協定書

富山福祉短期大学（以下「甲」という。）と北陸ポートサービス株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の飛躍・発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、教育、スポーツ、福祉、文化、まちづくり、各種体験活動、サーキュラーエコノミー、広報活動への取組み等の様々な分野において、相互の緊密な連携と協力を推進することにより、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 教育、スポーツ、子育て支援、文化、生涯学習、観光等に関すること。
- (2) 地域振興・まちづくりに関すること。
- (3) 各種体験活動（農福連携・SDGs等）に関すること。
- (4) サーキュラーエコノミー活動に関すること。
- (5) 相互の広報活動（ノベルティグッズの開発）に関すること。
- (6) その他連携を推進させるために必要な事項。

### （連携の推進）

第3条 甲と乙の連携を円滑に推進させるために、必要に応じて、随時又は定期的に協議を行うものとする。

### （有効期限）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による更新しない旨の意思表示がなされないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月31日

甲 学校法人浦山学園富山福祉短期大学 学長 松本 三千人

松本 三千人

乙 北陸ポートサービス株式会社代表取締役 加治 幸大

加治 幸大

## 13 富山福祉短期大学と特定非営利活動法人ジャパンハートとの連携に関する協定書

富山福祉短期大学（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ジャパンハート（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の飛躍・発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、教育、医療、福祉、医療人材育成、医療留学生支援、国際医療支援（ボランティア活動）、災害支援協力（ボランティア活動）への取り組み等の様々な分野において、相互の緊密な連携と協力を推進することにより、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 教育、医療、福祉活動に関すること。
- (2) 医療人材育成及び留学生支援に関すること。
- (3) 国際医療支援（ボランティア）に関すること。
- (4) 災害支援協力（ボランティア）に関すること。
- (5) その他連携を推進させるために必要な事項。

### （連携の推進）

第3条 甲と乙の連携を円滑に推進させるために、必要に応じて、随時又は定期的に協議を行うものとする。

### （有効期限）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による更新しない旨の意思表示がなされないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月31日

甲 学校法人浦山学園富山福祉短期大学 学長 松本 三千人

松本三千人

乙 特定非営利活動法人ジャパンハート 理事長 吉岡 春菜

吉岡春菜